



環 政 第 8 1 7 号  
令和 5 年 11 月 13 日

石垣市長 中山 義隆 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



石垣空港跡地土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見について

令和 5 年 5 月 16 日付けで送付されたみだしの環境影響評価準備書について、沖縄県環境影響評価条例第 42 項第 3 項により読み替えて適用される同条第 19 条第 1 項の規定により、別添のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

## 石垣空港跡地土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書に対する知事意見

石垣空港跡地土地区画整理事業（以下「本事業」という。）が実施される区域（以下「事業実施区域」という。）は、国有地・県有地が大半を占める広大な公有地であり、土地利用について、市はもとより、八重山圏域の発展のための大きな種地として有効活用が望まれる地区である。また、南ぬ島石垣空港と中心市街地・新港地区をつなぐ場所に位置するとともに、高台にあり地理的に安全性の高い場所であり、県立八重山病院、石垣市役所及び石垣市消防本部が移転済みである。

これら立地特性を活かした機能連携を図り、石垣市の防災拠点の形成や医療・福祉機能の導入を中心に、観光・産業分野と連携した都市機能の拡充を図り、多様な交流が生まれ、安全で、心地よく安心して過ごせる活力あるまちづくりを目指すことを目的としている。

事業実施区域は、石垣空港跡地であり、旧空港施設撤去工事や不発弾磁気探査等により、ほぼ全域が既に改変されていることから、植生自然度は低い状況にあり、ハイアワユキセンダングサ群落等の外来種草原やギンネム群落等の外来種植林、裸地が面積の半分以上を占めているが、キシノウエトカゲやミゾコウジュ等の重要な動植物種の生息・生育が確認されている。都市計画決定権者は、影響があると予測された重要な種については移動・移植等の環境保全措置を実施するとしているが、具体的な内容が記載されていない。また、事業実施区域周辺には、新石垣空港整備事業に係る環境影響評価書や既存文献等において小型コウモリ類の利用が確認されている洞窟が存在していることから、洞窟を利用する小型コウモリ類への影響についての環境影響評価は不十分である。

さらに、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）から環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）において、工事中の雨水排水計画を地下浸透処理から自然沈殿後に河川・水路への放流に変更するとともに、供用後の雨水排水計画を地下浸透処理から公共下水道での処理に変更しているため、環境への影響のおそれはないとして水の濁りや水象等を環境影響評価項目として選定していない。しかし、工事中の河川・水路の水の濁りや供用後の地下水涵養量への影響が考えられる。

以上を踏まえ、下記の事項に基づき、環境影響評価書（以下「評価書」という。）を作成し、環境保全措置を十分に検討して、事業実施による環境への影響を回避・低減し、周辺地域の生活環境及び自然環境の保全に万全の措置を講じること。

また、沖縄県では、新・沖縄21世紀ビジョンの将来像の実現に向けた取組としてSDGsを推進しており、環境影響評価制度はSDGsが目指す持続可能な開発に資するものであることから、SDGsの理念に基づき、本事業に係る環境影響評価を適切に実施すること。

### 記

#### 1 総論

##### (1) 事業計画について

ア 工事中の雨水排水計画について、工事中の降雨による赤土等の流出を防止するため暫定調整池を設置するとしているが、当該調整池の位置図は示されていない

るものの、工区ごとの裸地面積、赤土等流出防止施設の配置及び放流水の排水先等は示されていない。

工事中の雨水排水計画は、環境影響の予測の前提条件となることから、具体的な計画を評価書に記載すること。

イ 供用後の野外照明計画が未確定であるとされていることから、野外照明設備の照度の上限値、照明の向き、照明の使用時間等の具体的な計画を評価書に記載すること。

ウ 事業計画の変更や詳細が明らかとなったことにより、各種計画が変更となる場合は、変更後の計画を評価書に記載するとともに、環境影響が変化する項目については、再度環境影響評価を実施し、その結果に基づき適切な環境保全措置を検討すること。

## (2) 環境影響評価項目について

ア 工事中の雨水排水計画については、方法書では事業実施区域内で地下浸透処理としていたが、準備書では事業実施区域内の暫定調整池で自然沈殿後に河川・水路への放流に変更している。

都市計画決定権者は「工事の実施に伴う濁水は事業実施区域内で処理し、排出基準以下の上澄水を順次、既設水路に放流する計画であることから、水環境への影響のおそれはない。」とし、赤土等による水の濁り及び底質を環境影響評価項目として選定しなかったとしている。

しかしながら、当該計画の変更に伴い、上澄水の放流による河川・水路の水の濁りや赤土等の堆積への影響が考えられることから、水環境への影響のおそれがないとは言えない。

については、赤土等による水の濁り及び底質を環境影響評価項目として追加するとともに、環境影響評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

イ 「第2次沖縄県赤土等流出防止対策基本計画」（令和5年3月、沖縄県）では、事業実施区域の東側に位置する宮良湾流域は重点監視地域に、事業実施区域を含む石垣島南西は監視地域に指定され、環境保全目標や流出削減割合が設定されていることに配慮して、上澄水の計画放流濃度のさらなる低減や追加の環境保全措置を検討すること。

ウ 供用後の雨水排水計画については、方法書では都市下水路を經由し、海岸付近での既設浸透池で地下浸透処理としていたが、準備書では公共下水道での処理に変更している。

都市計画決定権者は「地下水を揚水する施設の立地の計画はない。」とし、水象を環境影響評価項目として選定しなかったとしている。

しかしながら、当該計画の変更や土地利用の変化に伴い、雨水の浸透量が変化することが考えられ、さらに、事業実施区域に隣接する16.78ヘクタールの雨水も公共下水道で処理することから、事業実施区域及びその周辺の地下水涵

養量への影響が考えられる。

については、水象を環境影響評価項目として追加するとともに、環境影響評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

### (3) 事後調査について

ア 大気質、騒音及び振動に係る事後調査の頻度について、工事中は建設機械の稼働がピークとなる時期に1回、供用後は供用開始後定常状態に達した時期に1回と設定されている。

しかしながら、1回の調査において事業による環境影響の程度が把握可能なのか不明であることから、調査頻度について再検討すること。

イ 陸域植物及び陸域動物の事後調査の実施時期については、環境影響評価の実施時期と一致していない。

については、沖縄県環境影響評価技術指針第1章第4の9(4)アの規定に基づき、環境影響評価の結果と比較できる適切な時期に設定し、その具体的な時期について評価書に記載すること。

ウ 陸域植物及び陸域動物に係る事後調査の期間について、移植・移動前から供用後1年間まで行うとしている。

しかしながら、供用後1年間の調査において事業による環境影響の程度が把握可能なのか不明であることから、沖縄県環境影響評価技術指針第1章第4の9(4)イの規定に基づき、供用後の環境状態等が定常状態で維持されることが明らかとなるまで又は将来における環境状態等が悪化することがないことが明らかとなるまで継続すること。

エ 本事業の影響を受けるとして、移動・移植することとした種については、具体的な移動・移植先や手法等が示されていない。具体的な移動・移植計画を評価書に記載すること。

また、移動・移植をすることとした種については、他事業における過去の移動・移植実績や、移動・移植先が生育・生息環境として適当なのかを示すなど、具体的な検討結果を評価書に記載すること。

## 2 各論

### (1) 大気質

建設機械の稼働に係る粉じん等の予測結果は、最大値出現地点において5.6～7.2t/km<sup>3</sup>/月となり、道路環境影響評価の技術手法に基づく工事寄与の降下ばいじん量に関する基準と整合が図られており、工事の実施に伴う粉じん等の影響は低減が図られているとしている。

しかしながら、最大値出現地点の周辺には良好な生活環境が求められる病院及び福祉施設が立地していることから、都市計画決定権者として実行可能な範囲で環境影響を回避・低減すること。

(2) 騒音・振動

建設機械の稼働に係る騒音・振動の予測結果は、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準や特定建設作業の規制に関する基準と整合が図られており、工事の実施に伴う騒音・振動の影響は低減が図られているとしている。

しかしながら、最大騒音レベル地点や最大振動レベル地点の周辺には良好な生活環境が求められる病院及び福祉施設が立地していることから、都市計画決定権者として実行可能な範囲で環境影響を回避・低減すること。

(3) 陸域植物

ア 粉じん等の影響により光合成が阻害され、生育への影響が考えられることから、建設機械の稼働に伴う粉じん等の影響について予測・評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

イ 外来種の防除について、アメリカハマグルマを除去対象種と設定しているが、石垣島内ではツルヒヨドリの生育も確認されている。事業実施区域内では侵入は確認されていないとしているが、工事車両による持ち込み防止対策や今後侵入が確認された際の防除計画について検討し、その結果を評価書に記載すること。

ウ 供用後の雨水排水計画については、上記1(2)ウの前段で述べたとおり変更しているが、当該計画の変更に伴い、周辺の河川・水路に流入する水量が変化し、生育する植物への影響が考えられる。

については、周辺の河川・水路に生育する植物への影響について環境影響評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

(4) 陸域動物

ア 供用後の雨水排水計画については、上記1(2)ウの前段で述べたとおり変更しているが、当該計画の変更に伴い、周辺の河川・水路に流入する水量が変化し、生息する動物への影響が考えられる。

については、周辺の河川・水路に生息する動物への影響について環境影響評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

イ 事業実施区域内で確認されたミフウズラ、リュウキュウヒクイナ等については、事業実施区域内が繁殖場所となっている可能性も考えられる。

については、工事実施前の確認調査において当該種が確認された場合は、確認地点及びその周辺において繁殖巣がないか調査を実施すること。繁殖巣が確認された場合には、工事工程の変更や追加の騒音発生源対策を含めた必要な環境保全措置について検討し、その結果を評価書に記載すること。

ウ 事業実施区域周辺には、他事業による調査や既存文献等において、小型コウモリ類の利用が確認されている洞窟があることから、準備書に記載された

洞窟についても小型コウモリ類が利用していることが考えられ、特に、事業実施区域北東側に存在する洞窟については、工事の際に発生する騒音・振動や供用後における夜間照明による影響が考えられる。

については、他事業において得られた調査情報等を可能な限り利用するとともに、小型コウモリ類に係る現地調査の実施を検討したうえで、小型コウモリ類への影響について環境影響評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

エ 工事中の環境保全措置として、「改変区域を利用する重要な種は、施工前に移動を促し」としているが、一般県道石垣空港線や市道旧空港跡地線、石垣市新庁舎等が存在することを考慮したうえで、移動を促す方向、手法を種ごとに具体的に記載すること。

#### (5) 陸域動物・生態系

ア 夜間照明の影響については、夜行性の種への影響について予測・評価しているが、野外照明計画が未確定であるとされていることから、上記1(1)イの内容を踏まえ、再度予測・評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

イ 「本事業の施設配置計画では、樹林地、草地、耕作地の間の移動を分断する施設や道路の整備は計画していない」としているが、事業実施区域内に存在する外来種草原や外来種植林、二次草原等は地表に生息する動物の移動に利用されており、工事の実施及び供用後における構造物の存在により移動が分断されるとともに、道路の存在によりロードキルの発生が考えられる。

については、生息域の分断やロードキルの発生による陸域動物及び生態系への影響について再度予測・評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

ウ 事業実施区域北東側には特殊性の指標群集としているガジュマルークロヨナ群集二次林が分布し、多くの陸域動物の生息場所となっている。

工事中の建設機械の稼働に伴う騒音の陸域動物及び生態系への影響の予測対象時期は建設機械の稼働に伴う騒音レベルが最大となる時期とし、影響は小さいとしているが、当該時期には事業実施区域北東側には音源が設定されておらず、ガジュマルークロヨナ群集二次林に生息する陸域動物への影響が不明である。

については、事業実施区域北東側の工事に伴う騒音の陸域動物及び生態系への影響についても予測・評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。

#### (6) 景観

事業実施区域内の県立八重山病院及び石垣市新庁舎は多くの人々が利用しており、周辺が改変されることによる利用者への視覚的・心理的影響が考えられる。

については、当該地点を囲繞景観の視点場として設定し、景観要素の状態の変化による囲繞景観の普遍価値と固有価値の変化の程度について環境影響評価を

実施し、その結果を評価書に記載すること。

### 3 その他

事業実施区域内において本事業とは別事業として実施が予定されている恒久的なヘリポートの設置に伴い、ヘリコプターの離発着による騒音や風圧による陸域植物及び陸域動物の生育・生息環境への影響や周辺に立地している病院及び福祉施設への影響が考えられる。

については、本事業で実施するとしている環境保全措置の効果がヘリポート設置により損なわれることのないよう、ヘリポート設置者と十分に調整すること。また、必要に応じ追加の環境保全措置を実施し、都市計画決定権者として実行可能な範囲で環境影響を回避・低減すること。